平成２９年（フ）第１０３号
松江市一の谷町12番５号
破産者　渡部　健一
１　決定年月日　平成29年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３８５号
福岡市東区和白３丁目22番４号
破産者　合同会社小谷商事
１　決定年月日　平成29年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２号
大分市大字横瀬2210番地の２
破産者　株式会社鶏國
１　決定年月日　平成29年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１５号
釧路市興津２丁目18番６号
破産者　株式会社藤信
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号
秋田県山本郡八峰町八森字釜の上103番地
破産者　佐々木昭一
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第４０４号
東京都昭島市福島町904番地７
破産者　株式会社優心電設工業
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４０５号
東京都立川市柴崎町３丁目11番６号エルレーブ立川401号
破産者　杉山　嘉樹
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７０６号
東京都昭島市中神町２丁目35番39号シモンコーポ102号
破産者　伊東　俊明
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９７０号
東京都東大和市立野３丁目577番地の１カーサ・ル・コットン802
破産者　錦織　隆弘
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５９６号
横浜市戸塚区秋葉町553番地９－２階
破産者　株式会社ＣＡＭＥＬＯＴ　ＬＩＮＫ
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
岐阜市西改田松の木56番地10
破産者　株式会社Ｋｓ．ハート
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５２４号
静岡県磐田市岡743番地の１
破産者　エム・エム・ケー有限会社
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
三重県度会郡南伊勢町阿曽浦217番地
破産者　濵川三重子
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
京都府舞鶴市字浜1548―22、商業登記簿上の本店所在地京都府舞鶴市字浜2006番地の８
破産者　株式会社トムズオート
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７２号
京都市上京区荒神口上がる東入る宮垣町94まむあん荒神口102
破産者　合同会社ＬＡＳＴＩＮＧ　ＢＥＡＵＴＹ
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６１号
滋賀県草津市矢橋町110番地３
破産者　有限会社愛和工房
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７３号
京都府久世郡久御山町西一口新道裏78番地
破産者　有限会社佳雅染工
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
香川県木田郡三木町大字鹿伏338番地の５
破産者　有限会社新車
１　決定年月日　平成29年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２４０号
静岡県沼津市下香貫林ノ下1937番地の46
破産者　田島　久夫
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
静岡県沼津市下香貫林ノ下1937番地の46
破産者　田島妙惠子
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
静岡県沼津市添地町144番地の１　ラ・メゾン沼津502、前住所静岡県沼津市岡一色412番地の１　レジデンス内田201
破産者　奥村喜美男
１　決定年月日　平成29年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係